

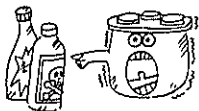
し尿浄化槽の正しい使い方

○水はきちんと流してください。
洗じょう水量は、1日1人につき約50ℓがめやすです。使用の都度きちんと流しましょう。



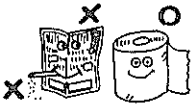
○便器の掃除はぬるま湯で行い、塩酸等の劇薬や、洗浄剤、洗剤等は使わないでください。

便器の掃除に劇薬や洗浄剤、洗剤等を使いますと、浄化槽内の大切な微生物が死んでしまいますので、十分注意してください。



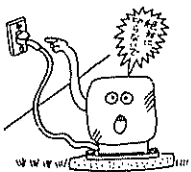
○専用のトイレトペーパーをお使いください。

新聞紙、タバコの吸いがら、紙おむつなどの異物は絶対に入れないでください。

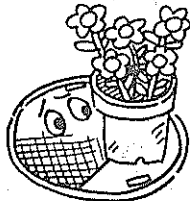


○ばっ気型浄化槽の電源は絶対に切らないでください。

ばっ気機器（ブローアまたはモーター）は好気性の微生物を元気に働かせて繁殖させるため、空気を送り込む重要な役目をしています。常にばっ気機器は動いていなくてはなりませんので、電源は絶対に切らないでください。

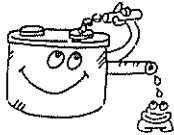


○浄化槽の上にものを置かないでください。

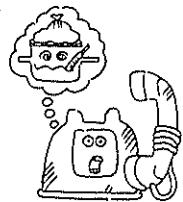


○消毒薬が切れないように注意してください。

消毒液は、定期的に補給し、切れることのないよう注意してください。

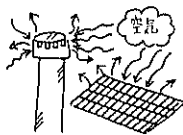


○故障や異常が発生した場合は直ちに専門業者に連絡し処置してください。



○通気装置はふさがないでください。

とくに腐敗タンク方式の浄化槽は、自然通気していますので空気の出入りをふさがないように注意しましょう。



浄化槽の使い方が良いか悪いかによって、機能に大きな影響を与えます。いつも正しく管理し、生活環境の汚染を防ぎましょう。

【環境保健課】

し尿浄化槽の法定検査を受けましょう

最近市内でも、し尿浄化槽の設置基数が増加し、河川の水質汚染などの問題が起っています。

このため、厚生省令の改正により、五十五年一月から年一回公的機関によるし尿浄化槽の定期的な

検査（法定検査）を受けることが義務づけられています。

■検査対象し尿浄化槽

処理対象人員が五百人以下のし尿浄化槽（一般家庭用のし尿浄化槽も含まれます）

■検査内容

し尿浄化槽の外観、機能および書類について総合的に検査を行い、改善すべき事項があった場合には、アドバイスをします。

■検査の申込み

法定検査ができる機関は、厚生大臣の指定を受けた下記のとおりです。検査員は必ず身分証明書を持っています。

または電話で申し込んでください。
高知市菜園場町一番二一〇号（住宅総合ビル六〇四号）
（高知市浄化槽センター）
☎ 0888 3641